

平成18年12月

太宰府市議会建設経済常任委員会会議録

平成18年12月8日

福岡県太宰府市議会

1 議事日程

[平成18年太宰府市議会第4回（12月）定例会 建設経済常任委員会]

平成18年12月8日

午前10時00分

於 第2委員会室

- 日程第1 議案第110号 太宰府市農業委員会の議会の推薦に係る委員の定数条例の制定について
日程第2 議案第111号 太宰府市農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例
について
日程第3 議案第118号 太宰府都市計画事業佐野土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例について
日程第4 議案第122号 平成18年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について
日程第5 議案第125号 平成18年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について
日程第6 議案第126号 平成18年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について
日程第7 議案第100号 市道路線の廃止について
日程第8 議案第101号 市道路線の認定について

2 出席委員は次のとおりである（7名）

委員長 佐伯修 議員	副委員長 不老光幸 議員
委員 中林宗樹 議員	委員 大田勝義 議員
〃 清水章一 議員	〃 田川武茂 議員
〃 村山弘行 議員	

3 欠席委員は次のとおりである

なし

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（12名）

地域振興部長	松田幸夫	建設部長	富田譲
上下水道部長	古川泰博	建設課長	西山源次
まちづくり技術開発課長	大江田洋	まちづくり企画課長	神原稔
用地課長	陶山清	産業・交通課長兼農業委員会事務局長	山田純裕
上下水道課長	宮原勝美	施設課長	轟満
観光課長兼太宰府館長	木村甚治	建設課区画整理担当課長	大内田博

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	白石純一
議事課長	田中利雄
書記	伊藤剛

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~~

○委員長（佐伯 修委員） 皆さんおはようございます。

本日 3名の傍聴許可をしておりまますのでご報告申しあげます。傍聴される方はお手元の傍聴の際の注意をお守り下さい。また、委員会の途中での入退室は議事の進行に支障をきたしますのでご遠慮ください。この委員会室での傍聴者は 6名までです。傍聴の受け付けをされていても途中退席された場合、その他に傍聴を希望される方がいらっしゃれば、その方を優先いたします。その場合は入室できないこともありますのでご了承ください。

また、議案内容によっては討論、採決時に一時退席を願うことがありますのでご理解の上、ご協力をよろしくお願ひします。

それでは、ただいまから建設経済常任委員会を開会します。

当委員会に付託されております案件は市道路線の廃止及び認定各 1件、条例の制定 1件、条例の一部改正 2件、補正予算 3件です。

なお、当委員会に陳情書が 1件送付されております。

審査の順序はお手元に配布しております日程の順とします。

ただちに議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~~

日程第 1 及び日程第 2 を一括審議

○委員長（佐伯 修委員） お諮りします。

日程第 1、議案第110号、太宰府市農業委員会の議会の推薦に係る委員の定数条例の制定について及び日程第 2、議案第111号、太宰府市農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例についてを一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐伯 修委員） 異議なしと認め日程第 1 及び日程第 2 を一括議題とします。

それでは執行部の補足説明をお願いします。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（山田純裕） 議案第110号及び議案第111号につきましてご説明いたします。

去る平成16年11月1日に地方分権が強く求められている中、農業委員会におきましてもその設置について市町村の自主性を高めるとともに、地域の実情に応じた組織的の効率的な運営を確保することを目的とした農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴いまして、その法律改正に合わせて農業委員会に関する必要な事項を新たに定めるとともに、また改めるものでございます。

議案第110号につきましては農業委員会等に関する法律第12条第 1 項、第 2 項の規定に基づき議会が推薦する分は 4人以内との定めについて、条例でこれより少ない人数を定めている場

合にあってはその人数と規程されておりすることから、この定数を2人と定める条例を制定するものでございます。

次に議案第111号でございますが、農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定に基づき選挙による委員の選出について40人を超えない範囲内で条例で定めることとなっておりまして、前項の委員定数は15人と規程されておりますものを、現在の実委員数11人に改めるものでございます。なお、これによりまして平成19年4月の改選後の委員構成でございますが、現在と同様の選挙による委員11人、議会推薦委員2人、農業協同組合推薦委員が1人、合計で14人の構成でございます。なお、改正分につきましてはお手持ちの新旧対照表の6ページに記載しております。どうぞよろしくご審議のほどお願ひいたします。

以上でございます。

○委員長（佐伯 修委員） 説明は終わりました。

まず、議案第110号、太宰府市農業委員会の議会の推薦に係る委員の定数条例の制定について質疑を行います。質疑はありませんか。

清水委員。

○委員（清水章一委員） これは議会の推薦に係る委員の定数は2人とすると、現在も2人じゃないでどうか。

○委員長（佐伯 修委員） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（山田純裕） はい、現在も2人推薦いただいております。ただ、法律で4人以内ということが今回規程されまして、そのときには条例を定めなさいということになりましたものですから、お2人を規程するということで定めるものです。

以上です。

○委員長（佐伯 修委員） 清水委員。

○委員（清水章一委員） 要するに法律が変わったので今までと現行どおりだけども、改めて条例で示しなさいという国からの通知があったのでここに改めて条例として2人ということで変えたということですね。

○委員長（佐伯 修委員） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（山田純裕） はい、そうでございます。

○委員長（佐伯 修委員） ほかにありませんか。

田川委員。

○委員（田川武茂委員） この農業委員さんは大体どういう人たちがね、議会外のどういう人たちが大体対象にされておられるわけですか。経験者とか農業されておられる人たちとか、そういう関係ですか。

○委員長（佐伯 修委員） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（山田純裕） 現在の構成でございますけども、議会から推薦していただいているお2人はもちろん農業従事者でございますけども、あともう1人が選任としまして農協

の理事さんということになっております。で、そのほか11人は地域の農業従事者ということでございます。

○委員長（佐伯 修委員） 田川委員。

○委員（田川武茂委員） この農業委員、太宰府の地域ごとにおられるわけですかね。

○委員長（佐伯 修委員） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（山田純裕） 各地区におられますけども、11人でございますので、当然農地があるところということで、いくつかの行政区を受け持って、またがって持っていただいている委員さんも当然ございます。

○委員長（佐伯 修委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐伯 修委員） なければ、これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐伯 修委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第110号、太宰府市農業委員会の議会の推薦に係る委員の定数条例の制定についてを原案のとおり可決することに賛成の方は举手願います。

（全員举手）

○委員長（佐伯 修委員） 全員举手です。

したがって、議案第110号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成6名、反対0名 午前10時7分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（佐伯 修委員） 次に議案第111号、太宰府市農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑はありませんか。

清水委員。

○委員（清水章一委員） ここにある本則中15人を11人に改めると。条例では現在は15人になっておりますね。そうすると条例は15人だけど実態は11人だと、そういう説明ですか。

○委員長（佐伯 修委員） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（山田純裕） 条例では15人と定めているものを実態では11人で、そのとおりでございます。

○委員長（佐伯 修委員） 清水委員。

○委員（清水章一委員） それは結局、差が4人あるけども、実態と条例との差があるけど、その差は何ですか。

○委員長（佐伯 修委員） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（山田純裕） 前回の平成16年ですか、改選期にも15人ということで、選挙をするものは15人ということをしましたけども、11人しか立候補の届出がなかったということで欠員みたいな形になっています。

○委員長（佐伯 修委員） 村山委員。

○委員（村山弘行委員） さっきので、ちょっとわからんようになったんだけども、議会推薦2名と農協から1名、選挙で11名、合計14名、それとのかかわりはどうなるんですか。

○委員長（佐伯 修委員） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（山田純裕） かかわりとおっしゃいますと、当然選挙では立候補の受付があって11人から届け出があったということで、あとはもう議会推薦で承認をいただいておると、選任をいただいているということです。議会が2人ですけど。

○委員長（佐伯 修委員） 村山委員。

○委員（村山弘行委員） 11人の中に入っているということですか。

○委員長（佐伯 修委員） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（山田純裕） いいえ、入っておりません。

○委員長（佐伯 修委員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 整理をいたしましょう。

先ほど前段で担当課長が言いましたように、選挙による委員さんが11名、それから議会に推薦していただくのが2名、そして農協団体からの推薦が1名です。全体で14人いらっしゃいます。今回の条例改正はその中で選挙による委員さんを今までの条例の中には15人という数字がありましたから、それぞれ太宰府の状況はもうご承知のとおり、田んぼもどんどん減っていますから、その実数にあったような定数を定め直そうということで11名という人数に今回改正をお願いしておるものです。

（村山弘行委員「了解しました」と呼ぶ）

○委員長（佐伯 修委員） 清水委員。

○委員（清水章一委員） そうすると今までの従来の条例は15人ね、で、議会も2人と、で、農協団体の推薦が1名と、トータルでいくと18名となる、条例自体はですね。本来18名。今度は選挙でこれは自動的に11人になるでしょ。18人というその条例は別に変える必要がないということで、要するにここを11人に改めればこういう形で14人に自動的になると、実数を考えて、改めて18人を14人にするという条例の変更は要らないということですね。わかりました。

○委員長（佐伯 修委員） よろしいですかね。

清水委員。

○委員（清水章一委員） もう一ついいですか。

この農業委員会、本来なら15人以上の立候補があつて選挙するということが筋道だったんですが、まあそういうことで実態的には立候補者がいないということで11人になっておると。その現状というのは農業従事者が少なくなってきたという問題が一つはあるんだろうと思う

んですけども、その辺での農家がだんだん減ってきているという問題、今回通古賀辺りもまた区画整理という形でさらに減ってきたと思うんですが、太宰府市としてそういう農家が減っていくという、農業従事者が減っていくことに対しての何か考えみたいなものはあるんですね。

○委員長（佐伯 修委員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 国の基準では市域に200ha以上ですね、あれば農業委員会を設置しなければなりません。その定数がきちんと定めていますので、太宰府市の場合もそれに該当するから農業委員会そのものは設置する必要があります。ただし、清水委員さんがおっしゃいましたように、本市の場合もいわゆる都市型農業と言いましょうか、かなり農地が減っておりますけども、やはりまだ現在は基準に達しておりますので、農業委員会の設置は必要です。しかしながら、以前は、先ほどおっしゃいましたように選挙による委員さんは15名といたしておりましたけども、やはり地域によっては農地がだんだん減っておりますので、例えば連歌屋地区あるいは馬場、新町というところはもう農地がほとんど無くなりましたから、そういうブロック分けを整理するときに今までは18ブロックで分かれておりました。その中で各農業委員さんが選挙によって15名の委員さんで構成されていましたけども、それらを地域ごとに合併をしながら大体現在のところは14ブロックぐらいに分けようと農業委員会の中で調整がされております。そういう状況からして今回、以前は15ブロックだったけども11ブロックに編成し直そうと言う提案があつてありましたものですから、こういう流れの中で今回の改選時期に整理をしようということでお願いをするものです。

○委員長（佐伯 修委員） 清水委員。

○委員（清水章一委員） 私が聞きたいのはね、要するに都市型という形で、要するに田園というものがだんだん少なくなってきたよるわけですね、区画整理に伴って。で、一方ではやっぱりそういうような物もある程度残す必要があるんじゃないかなという考え方もあるわけですが、太宰府市としてはもうこれからずっと、いろいろＪＲ太宰府駅の区画整理等も考えておられるわけですが、この田園風景というか、農家というか、そういうものがこれからさらに減っていく恐怕があるんじゃないかなという感じがしるんですけども、その辺の考え方ですね、農家がこのまま減っていいのか、いいとかどうか私も何とも言いつよいんではないですよ。その辺の何かやっぱりここはこの程度は守っておかないとかんちやないかとか、最低限このくらいの確保はしとかなくちやいけないんじゃないとかね、そういうふうな考え方があるのかどうかということを聞いているんです。

○委員長（佐伯 修委員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 今回総合計画の後期計画を見直した時点でもその辺の論議というのはかなり時間をかけて行いました。しかしながらやはり農地は農地として、いわゆる先ほど言いました都市近郊型の農業の推進というのは非常にやっぱり重要性がありますので、それらを含めてできるだけ今ある農地を活用していくこうという方針には変わりはないと思います。た

だ、やはりそういう減少傾向とかございますので、特に農業の方向性というのは政策もかなり国の考え方も変わっていまして、今後は担い手育成とあるいは経営所得の安定政策というようないろんな政策が展開されておりますので、やはりそれに似合ったような事業を展開していく必要があるということで、やっぱり農地は農地としてその活用方法をいかにして使うかというのが今後の大きな課題として進めていく必要があろうということで、特に最近農業委員会でもその会合が中心になっています。担い手の方法とかですね。特に昨年でしたか、筑紫農協の方が夢畑という、いわゆる新鮮野菜を販売できるような店舗も開拓されました。それによってかなり人気と言いましょうか、売り上げの方も伸びておりますし、それにかかる、いわゆる市内の農業者の方もそれを楽しみに、野菜づくりとか特産品の開発に努力されているのは事実ですので、それらを含めて、やはり市の農業政策というのはきちんと整理をしていく必要があるということは思っております。

○委員長（佐伯 修委員） いいですか。

ほかになれば、これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐伯 修委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第111号、太宰府市農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例についてを原案のとおり可決することに賛成の方は举手願います。

（全員举手）

○委員長（佐伯 修委員） 全員举手です。

したがって、議案第111号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成6名、反対0名 午前10時17分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第118号 太宰府都市計画事業佐野土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例について

○委員長（佐伯 修委員） 日程第3、議案第118号、太宰府都市計画事業佐野土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例についてを議題とします。本議案についての新旧対照表は、18ページから20ページに掲載されております。それでは、執行部の補足説明をお願いします。

区画整理担当課長。

○区画整理担当課長（大内田 博） 議案第118号、太宰府都市計画事業佐野土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例についてご説明いたします。まず、進ちょく状況でございますが、佐野土地区画整理事業は本年9月をもちまして、地区内の工事がほぼ完了いたしております。では条例改正の内容を説明させていただきます。新旧対照表18、19ページ第19条、第32条、第35条第4項の届出の変更につきましては、送りがなの字句の統一による改正でござい

ます。それから第26条第1項中20,000円は単位をアラビア数字に統一するための改正でございます。第26条第3項は分割徴収の利子の利率を定めることについての変更でございます。利率は土地区画整理法第103条第4項、換地処分の公告日における資金運用部資金の管理及び運用の手続きに関する規則、昭和49年大蔵省令第42号第15条第2項の長期運用予定額に係る地方資金の貸付利率とする規定については、平成12年5月31日に資金運用部資金法の一部を改正する法律が成立し、資金運用が廃止され、財政融資資金が設置されました。これに伴い資金運用部資金法が財政融資資金法に改題されましたので、清算金の分割徴収に係る利率について旧法による規定を改める必要があるため、財政融資資金法に基づく貸付利率に改正するものです。

なお、適用する金利については、権利者の清算金利負担を軽減するため、財政融資資金の貸付金利のうち最も低利である、償還期間5年以内、据置期間なし、償還方法が元金均等半年賦償還の利率を適用することを定めるものです。

第27条は清算金の分割申し出期間の変更です。清算金の分割を希望する者は土地区画整理法第103条第4項の換地処分の公告があった日から2週間以内に施行者に分納の許可を申し出る規定になっていますが、清算金の確定は換地処分の公告の翌日であり、実際に権利者が清算金清算金額の決定通知及び分割納付のお知らせを受け取る日は、換地処分の公告の日から郵送などによる到達期間があるため、分納許可判断する期間が不足するため、権利者が清算金通知を受け取った日、配達受取日から2週間以内に分納許可を申し出ができるようにするために規定を改めるものです。

第26条関係別表第2は徴収する金額の変更です。清算金の分割徴収、交付について、土地区画整理施行令第61条第3項の規程により、新旧対照表20ページの本条例表第2表に、清算金の徴収金額の段階に応じて5年以内の分割の回数を定めていますが、80万円以上でなければ最長5年以上の分割納付ができない規定は、佐野地区の清算金の単価、価格が確定していない月で定められたものであり、最終的に清算金の額がほぼ確定してきました観世音寺地区が40万円以上を5年以内で徴収事務を完了しており、他市の事例や清算金徴収対象者の経済的負担及び分割納付の機会を広げることにより、清算金納付率を高めるために清算金額に応じた分割回数、期限を施行済みの観世音寺地区の規定に準じて緩和し、改正するものです。なお、清算金徴収交付事務開始時期は平成20年1月を考えております。よろしく、ご審議賜りますようお願ひいたします。

以上で説明を終わります。

○委員長（佐伯 修委員） 説明は終わりました。質疑を行います。質疑はありませんか。

田川委員。

○委員（田川武茂委員） 偿還期間の5年以内、当該利率が年6%を超えるときは年6%とすると書いてあるけど、今、実際は何%ですか、この利率は。

○委員長（佐伯 修委員） 区画整理担当課長。

○区画整理担当課長（大内田 博） 土地区画整理法では年6%となっておりますけど、現状にあ

いませんので、利率につきましては市の条例で決定することということに法律が変更になっておりますので、第26条第3項で分割徴収の利子の利率を定めるということで今回変更しまして、償還期間5年以内、据置期間なし、償還方法が元金均等半年賦償還の利率を適用しますと、現在のところでは平成18年11月現在の財務省の利率では、今のところ1%が適用されるようになります。しかし、換地処分の日が利率の決定ですので、あと1年以上ありますので、その時期の利率を適用したいと思っていますので、まだ流動的な利率になります。6%という利率は考えられませんけど、1%前後の利率が考えられます。

以上です。

○委員長（佐伯 修委員） 清水委員。

○委員（清水章一委員） そうすると区画整理としての最後の仕事が、この清算という形になるわけですかね。

○委員長（佐伯 修委員） 区画整理担当課長。

○区画整理担当課長（大内田 博） 清算金は平成20年の1月ごろから開始しますけど、19年度にそのための事務が、換地計画の縦覧等、いろいろな事務が出てまいりますので、1年間はまだそれまでの準備期間がございます。清算金は20年の1月から5年間の徴収事務が始まります。

○委員長（佐伯 修委員） 清水委員。

○委員（清水章一委員） そうすると最長で5年という形で、平成25年まで区画整理の清算の担当者というか、そういう係か何かがおらないかんということですか。その辺はどうなんでしょうね。

○委員長（佐伯 修委員） 区画整理担当課長。

○区画整理担当課長（大内田 博） 佐野地区の事業期間が、清算金徴収事務がありますので、平成25年までの事業期間になっております。建設課区画整理係でございますけど、平成25年まで区画整理係があるということはちょっと考えられないと思いますので、清算金の徴収事務については、今のところ納税課と協議中でございます。

○委員長（佐伯 修委員） 清水委員。

○委員（清水章一委員） 平成20年から平成25年までの5年間をかけてやるわけですが、この清算業務というのは、かなり煩雑な仕事なのですかね。件数が多いこともあるだろうと思いますが、どれほどの件数があるんですかね。

○委員長（佐伯 修委員） 区画整理担当課長。

○区画整理担当課長（大内田 博） 現在関係地権者の方にご説明に回っています。皆さんのが分納を希望されるかどうかは未定でございますので、該当者が今のところ250～260名くらい該当されると思います。その方のうち一括納付されるか、分割納付されるかはちょっと未定ですので、その辺を判断して、どこの所管で後の清算金徴収事務をするかというのを決めていくことになると思います。

○委員長（佐伯 修委員） 清水委員。

○委員（清水章一委員） 一番大きい80万円以上というので5年以内となっているわけですが、この80万円以上の清算金の支払いをされる方というのはどのくらいおられるんですか。

○委員長（佐伯 修委員） 区画整理担当課長。

○区画整理担当課長（大内田 博） 今の条例では80万円以上の方でないと5年の分割ができませんけど、今回は40万円以上の方を5年の分割納付にするという変更をいたします。それで40万円以上の方は150名程度と考えられます。

○委員（清水章一委員） 別表第2は左側が改正案で、右側が現行になっているんですね。

○委員長（佐伯 修委員） 区画整理担当課長。

○区画整理担当課長（大内田 博） 80万円以上の方を今度40万円以上の方が5年に分割されるよう変更するものです。

○委員（清水章一委員） 表が逆になっているからですね。右側が改正案かと思ったら、左側が改正案になっているわけです。

○委員長（佐伯 修委員） よろしいですか。

田川委員。

○委員（田川武茂委員） この区画整理が計画されて20年越したわけですけど、ちょっと知りたいでお尋ねをするんですけど、大佐野の区画整理について保留地とか、まだそういう保留地とする区画が何箇所か残っておるわけですか。それとも完売をされたわけですかね。そこら辺の事業計画を。

○委員長（佐伯 修委員） 区画整理担当課長。

○区画整理担当課長（大内田 博） 今年の6月に28区画売り出しまして、それと今まで残っていた分が8区画売り出しまして、おかげさまで完売に近い数字になっております。市のホームページに完売御礼のお知らせを出しております。あと2区画ほど残っておりますけど、ほぼ完売ということで考えていただいて結構だと思います。

○委員（田川武茂委員） それはよかったです。

○委員長（佐伯 修委員） 不老委員。

○委員（不老光幸委員） 別表2の分で、これを見ると、この清算徴収の改正案は緩和される方向になっているということですね。

○委員長（佐伯 修委員） 区画整理担当課長。

○区画整理担当課長（大内田 博） 今まで80万円以上の方でないと5年で11回の分納ができないかったものを40万円以上の方を5年以上の分納ということで緩和したということになります。

○委員長（佐伯 修委員） よろしいですかね。

なければ、これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐伯 修委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第118号、太宰府都市計画事業佐野土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例についてを原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（佐伯 修委員） 全員挙手です。

したがって、議案第118号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成6名、反対0名 午前10時30分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第122号 平成18年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について

○委員長（佐伯 修委員） 日程第4、議案第122号、平成18年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について当委員会所管分を議題とします。

おはかりします。

審査の都合上、歳出から審査したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐伯 修委員） 異議なしと認め、歳出から審査いたします。

なお、各款の職員給与費につきましては、総務文教常任委員会で一括して審査されることになっておりますので、当委員会では審査いたしません。

それでは、補正予算書22、23ページをお開きください。

2款2項3目の、まるごと博物館推進関係費について執行部の補足説明をお願いします。

まちづくり企画課長。

○まちづくり企画課長（神原 稔） 補助金補助団体であります九州国立博物館を支援する会が、17年度をもって解散したことから、18年度分の補助金全額100万円を減額するものであります。なお、正式に解散されたのは平成18年6月10日の総会をもって、現在解散するということです。

以上です。

○委員長（佐伯 修委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

中林委員。

○委員（中林宗樹委員） 支援する会は解散されたけれども、また新しくサポートする会ができるけど、ちょっと名称を忘れましたけど、できておりますけど、そちらに対するこれまでの支援する会に対するみたいな補助金を出していくとか、ほかの点で支援するとか、そういう計画はあるんですか。

○委員長（佐伯 修委員） まちづくり企画課長。

○まちづくり企画課長（神原 稔） その後商工会、地元の青年会議所、それから商工会等で九州

国立博物館を愛する会というようなことで準備がされているようです。これにつきましては、活動の状況等を見ながら、その時期になつたら判断したいと思います。

以上です。

○委員長（佐伯 修委員） よろしいですかね。

次に、36、37ページをお開きください。

6款1項5目の農業用施設維持管理費について執行部の補足説明をお願いします。

建設課長。

○建設課長（西山源次） 工事請負費でございますが、これは向佐野から引いてある、御笠川から引いてあります九郎利の第1ポンプの治水施設の改良工事でございます。積立金でございますが、これにつきましては県事業によります御笠川、原川の改修工事に伴いまして、ポンプ施設維持管理補償金を歳入で受け入れますので、その同額をこの基金に積み立てるものでございます。

以上でございます。

○委員長（佐伯 修委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐伯 修委員） 次に、7款1項4目の太宰府館管理運営費について執行部の補足説明をお願いします。

観光課長。

○観光課長（木村基治） 観光費の太宰府館管理運営費の減額をトータルで561万9,000円行っております。基本的には全て執行残という形で見込みを落としております。例えば、需用費の印刷製本費でございますが、これまで月に1回太宰府館のイベント関係を広報の中に折込みを入れておったんですが、それをやめまして広報の1ページとして取り上げてもらうような形で、改めての追加しての印刷費を落としてきております。同じように高熱水費も減額で、そして施設管理委託料も入札によりましての減額、及びイベント委託についても基本的には貸し館料ということで、予算を使ってのイベント等はやらないという方向性のもとでの減額を行って、トータル561万9,000円を減額いたしております。

以上でございます。

○委員長（佐伯 修委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

清水委員。

○委員（清水章一委員） 太宰府館管理運営費が560万円ほど減額になっているわけですが、3月も最終的には補正があるかと思うんですが、太宰府館に関する管理運営費というのは、これは大体どのくらい、観光費は7,000万円ということで全体の予算が入っておりますが、太宰府館そのものの自体の予算は、これで減額されてどのくらいになるんですか。

○委員長（佐伯 修委員） 観光課長。

○観光課長（木村基治） 太宰府館そのもののトータルでは大体3,600万円くらいの一般財源という形で、それに特定財源が500万円ほどありますので、総予算としましては約4,000万円が年間の当初の太宰府館管理運営予算となっております。

○委員長（佐伯 修委員） 清水委員。

○委員（清水章一委員） いろいろ催し物なんかもやっておられますよね。館利用だと、いろいろ貸しておられるんですが、その収入はどの程度あるんですかね。これは今現在という話になるんですかね。17年度決算は終わっていますので、現状の18年度の段階で、わかる範囲で。

○委員長（佐伯 修委員） 観光課長。

○観光課長（木村基治） 催し物関係での収入というのは基本的には、私どもの方で主催という事業で、予算支出での主催事業ということは基本的には行っておりませんので、催し物、イベントによる収入ということは現在のところ本年度は入ってきておりません。あと使用料関係で、使用料とその辺は入ってきておりまして、途中経過でご報告いたしますと、11月現在で大体トータルで420万円弱の収入を行っております。

○委員長（佐伯 修委員） 清水委員。

○委員（清水章一委員） 太宰府館の設置目的というのが、要するに観光客の、言うなら滞留型、回遊型と言うんですかね、そういう設置目的で設置しているわけですが、九州国立博物館もでけて1年を越したわけですけども、その辺の当初の設置目的と、現実的には、現在はどんな状況なんですかね。

○委員長（佐伯 修委員） 観光課長。

○観光課長（木村基治） そういう当初の設置目的であります観光客の立ち寄りというのが一つ大きな目的でございました。そういう形で、現在いろいろ、これまで行なってきました太宰府館のPR活動がだんだん広がりつつあるというふうに現状は考えております。例えば、つい先日も休館日でありましたけども、東京の方の高校生の修学旅行関係が梅ヶ枝餅体験をしていきました。休館日でありましたけども、そのような修学旅行関係が入ったときには、臨時でそのフロアだけ開けるような形で対応をいたしております。そして同じような形で、旅行社等にも、ここでの、太宰府での天満宮参拝だけじゃなくて体験ということもできますということで、直接プロモーションにも行っております。そういう中で、だんだんと、その辺の、現地での体験プログラムがあるということが広がりつつありますですね、もう2年連続で修学旅行に来る高校もでまいりました。そのような形で、今後、まだまだ賑わっておるというところまでできておりませんけれども、その辺のプロモーション及び情報発信を続けてやっていきたいと思っております。なお、結構旅行社関係も入っておりますが、太宰府館で2時間も3時間も滞留というのはなかなか難しうございます。ただ、そこに歴史の解説委員もおるし、万葉の会の方たちの、地元の方のボランティアグループもいるということで、例えば、毎週日曜日には何かが飛び入りでも参加できるものをセットしようということで、第1日曜日は歴史の

日、第2日曜日は木うその体験、第3日曜日は万葉の日でありますとか、そういう日曜日たんびのいろんな体験の準備も、地元の方々のお世話でプログラムとして今できるようになってまいりましたので、その辺のPRも含めてですね、立ち寄り場所としての活用を図っていきたいというふうに考えております。

○委員長（佐伯 修委員） 清水委員。

○委員（清水章一委員） 太宰府館そのもの自体というのは、あまり収益事業をやるわけでもないね、できるわけじゃないんですが、問題はいろんな形で観光客の方が来られる、その中には立ち寄り場所として太宰府館にお見えになって、そこでいろいろ太宰府の、またさらに見るところがあるとか、観光があるとか、そういう形の中でここに行ってみようとか、あそこに行ってみようとかということで、回遊型とか、滞在型とか、そういう形での太宰府館設置だろうと思うんですよね。そういう方がお見えになって、いろんなところに行ってみようとか、あそこで買い物をしてみようとか、そういうようなことはこの太宰府館では、私どもは期待をしているんですけども、そういう機能は現実的にはどうなんですかね。

○委員長（佐伯 修委員） 観光課長。

○観光課長（木村基治） 公の施設として物の物販については非常に厳しいかなあと思っております。その辺を今後どういうふうにクリアーしていくかということで検討したいと考えております。またもう一つ、団体の方の立ち寄りとして、今いろいろと検討しているのは食事の提供でございまして、食事の場所としてどういうものが提供できるのか、温かいものをすぐ調理というわけにはまいりませんですから、そこにケータリングで行なうようにしておりますけれども、ケータリングもある程度採算ベースに乗らないと先に進まないものがございましてですね、その辺でいろんな使用方法として検討はいたしております。ただ料金を注入するという経済活動が入るものですから、行政がどこまでタッチできるのかという非常に難しい部分もございまして、今後その辺の実際の呼び込みと言いますか、PRの現実対応、料金の收受についてもですね、指定管理者の問題等も今後検討していきたいと考えております。

○委員長（佐伯 修委員） 清水委員。

○委員（清水章一委員） 食事の提供という意味がよくわからないんだけど。

○委員長（佐伯 修委員） 観光課長。

○観光課長（木村基治） 団体でお見えになったときに、食べ物、食堂と言いますか、そのような役割をできるところはないのかという問い合わせもございます。そういうときに、あそこで弁当を注文して休憩したいという話がございますけども、雨が降ったら来る、雨が降らなかつたら弁当を外に持っていくますという話もございまして、休憩場所として、昼食場所ですね、昼食時間の休憩場所としての役割も問い合わせとしてはありますから、どこを紹介するかという話に難しさがあるなと思います。

○委員長（佐伯 修委員） 清水委員。

○委員（清水章一委員） 要するに団体でお見えになると、食べるところがないと、そこで太宰府

館を利用したいと、だけどネックとしては館そのものでは収益を上げるわけにはいけないから、どこかの業者を紹介しないといけないという話になりますね。その業者の紹介の仕方が難しいというところで……。

○委員長（佐伯 修委員） 観光課長。

○観光課長（木村基治） 数の変更もありますし、時間も、旅行者はバスで参りますので、1時間ぐらい遅れることもございます。弁当が先に来て、弁当屋さんはお金を払ってくれと言われるけど、立て替えるわけにはいかないし、なかなか難しい問題があるものですから、その辺を今後スムーズに行くような形で検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（佐伯 修委員） 清水委員。

○委員（清水章一委員） 修学旅行など、いろいろ団体といいますか、団体客ですね、前のときは全然入っていなという話をされていましたけど、今年はかなり修学旅行あたりも来られていると思うんですが、太宰府館にそういう立ち寄りの修学旅行団体というのはどのくらいの団体があるんですか。何団体くらい入られているんですか。修学旅行だけじゃなくても、含めて。

○委員長（佐伯 修委員） 観光課長。

○観光課長（木村基治） 修学旅行そのものであれば、今のところ高校があって梅ヶ枝餅体験をしていくという形がメインでございます。月に1回ぐらいは入ってきております。あと、それ以外の例えば、いろんな地域の婦人会、PTA、老人大学、そのような方の団体であれば同じような形で予約としては入ってきております。

以上です。

○委員長（佐伯 修委員） 中林委員。

○委員（中林宗樹委員） 今の清水委員の質問の中にもありましたけども、太宰府館の設置目的の一つに、いわゆる市内の施設の回遊性を高めるというのが一つあったと思うんですけど、太宰府館の主な事業は、そこでイベントとか、あそこに客を寄せようというようなことが主になっているみたいなんですけども、他の地域へ回っていただけるような、そういうボランティアの方が史跡解説員なり、万葉の会人なりがおられるみたいなんんですけど、あそこから他の施設に回っていかれるような観光客の方はどのくらいお見えになりますかね。今の入館者の大体1割とか5%とか、そこら辺の正確な数字は無いでしょうけども、そういうのを目的にあそこへ来て、太宰府の他の史跡を探すために、あそこに寄られるというような観光客の方はおられるんですか。

○委員長（佐伯 修委員） 観光課長。

○観光課長（木村基治） 太宰府にお見えになる方で、最初から太宰府を散策しようという目的の方と、もう一つはたまたま立ち寄って、そのようなものがあれば周ろうという2つのパターンがあるかなと考えております。そういう意味で、目的がある方は電話でも問い合わせがあって太宰府館に来て回る方、あるいは展示館との連携を図っておりますので、そういう回ってある

方も確かにおられます、割合としてはまだまだ少ないかなというふうに感じております。あと、万葉の会でありますとか、先ほど説明いたしました、月に1回万葉の日とかを設けまして行っておりまして、今のところ10人くらいはその日にお見えになって、福岡とか近辺からお見えになって、万葉の会といっしょに市内散策の方に回られておりまして、そのような形で情報として広がっていけばですね、そういう方たちがまたお見えになると思います。ただ、今言われていますのは太宰府の散策コースとしてのPRがまだ足りないんじゃないかと言われておりますので、特に天満宮と国立博物館はみなさんご存知ですので、それ以外の観光情報の発信を、もうちょっと努力しないといけないと現在考えております。

以上でございます。

○委員長（佐伯 修委員） 田川委員。

○委員（田川武茂委員） 私は一度お聞きしようと思いながら機会がなかったからお尋ねします。

開館当初、上さんが退職をされて、あそこに嘱託として館長をされとったわけですね。何か上さんが辞められたと聞いているけど、その後どういう状況なのか、太宰府館には駐車場が無いしね。だから行く機会がないわけですよ。そこら辺はどういうふうになっているかね、その状況をちょっと。

○委員長（佐伯 修委員） 観光課長。

○観光課長（木村基治） 会館後、部長職でありました館長職を嘱託という形で2年間、館長として配置をしていただきましたが、本年の4月からは館長職は私の方の観光課長で兼務ということでの人員体制になりましたので、私が課長及び館長としての兼務で配置についています。前の館長につきましては退職後の嘱託期間の満了という形で、現在は市の嘱託としては任命されておりません。館の運営としては私が兼務という形であそこにおります。太宰府館は水曜日だけが休館でございますので、土日が開いておりますので、そのローテーションにも入らなきやいけませんし、そのような中で何とかやりくりしてやっているような状況でございます。

以上です。

○委員長（佐伯 修委員） 田川委員。

○委員（田川武茂委員） 今後その方向性でずっといくということですね。別に新たに館長さんは置かないと、課長であるあなたが今のところ兼務をしていくという方向性ですね。

○委員長（佐伯 修委員） 観光課長。

○観光課長（木村基治） 人員体制については、いろいろと私どもも要望を出しております。非常に難しいところもございますので、人事の方にも要望として上げて、やはり館としての運営と観光及び観光行政のPR関係を充実していくためには人員的な充実はお願いしたいなということで、要望としてはしていきたいと考えております。

○委員長（佐伯 修委員） 田川委員。

○委員（田川武茂委員） それは館長を嘱託で置くということになれば、200万円、300万円、四、五百万円、お金が要るわけですから、人件費に大きな影響が出てくるしね、こういう時代です

から。やはりなるだけね……。どんどんあそこを利用する人が多ければいいですよ。私どもが一度びっくりするような利用者があればいいけど、そうは考えられないしね。そこら辺を考慮しながらやはり少ない人員の中で最大の効果を出すというような方向性で取り組んでいくべきじゃないかと私は、そう思います。

○委員長（佐伯 修委員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 太宰府館管理運営、そういうふうなスタッフの関連も含めまして、先般の決算特別委員会の中でその辺の方向性の質問をいただきました。その時に私の方が今考えることを申し上げましたのは、例の指定管理者制度等々も含めながら、館長制度のあり方も含めながら今後の検討課題として考慮していきたいというふうに考えております。

○委員長（佐伯 修委員） 他に質疑はありませんか。

なければ、次に、8款2項2目、道路維持補修関係費について執行部の補足説明をお願いします。

建設課長。

○建設課長（西山源次） 修繕費でございます。これは市道の舗装及び側溝関係で、今非常に議員さんが知っていますように悪うございます。それで、穴があいたとか、側溝が悪くてふたが割れたとか、緊急性のある部分だけを修繕しておるところでございます。件数が多くなりましたので、今回補正するものでございます。

以上でございます。

○委員長（佐伯 修委員） まちづくり技術開発課長。

○まちづくり技術開発課長（大江田 洋） 15節の工事請負費でございます。これにつきましてはセットバック工事、建築に伴います建築確認が出た後、道路が4mない場合、中心から2mのセットバックをしていただき、その土地を市の方に無償で提供していただいております。その部分につきましては、側溝を入れたり舗装したりして道路として整備する仕事がございます。当初予算を組んでおりましたけども、どうしても足りませんので1,000万円の補正をするものでございます。

以上です。

○委員長（佐伯 修委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

中林委員。

○委員（中林宗樹委員） 今の説明でわかったんですけど、ちょっと確認の意味で聞かしていただきたいと思います。セットバックされた分について、これは完全に市の分として、道路分として採用して、そしてそれをきちんと整備されているということですね。場所によってはセットバックだけしてですね、まだ塀とかブロック塀を残したままバック線だけしたりするところもありますけど、本市では全部それは完全に引き取って、道路として整備しているということですね。

○委員長（佐伯 修委員） まちづくり技術開発課長。

○まちづくり技術開発課長（大江田 洋） 建築確認のときに境界の立会を行いまして、測量士を入れ、分筆作業をし、本人さんから印鑑証明書をいただいて、市の名義に登記替えをしております。その部分について舗装、側溝を入れて道路として完全に使えるような状態にしております。また先程言われます、セットバックはしたけどもブロック塀が残っているとかいうのは、昭和40年代から50年代当初のときには、本人さんに自分で分筆して寄付してくださいというような指導をやっておりまして、補償費も何も出していないというのがありますと、その時の分が残っているのが若干あるかと思いますけども、今現在は、そういうふうに残るとしたら、その方の所有権、所有者の全てのはんこがもらえないとか、抵当権の抹消がとれないとか、ということで市の名義に替えられない物件が多々あります。そういう分がひょっとしたら残っているんじゃないかなと思いますけども、最近については全て登記替えまでして、市の道路として皆さんのが自由に通行できる状態にやっております。

以上です。

○委員長（佐伯 修委員） 田川委員。

○委員（田川武茂委員） この1,000万円が計上されているわけですが、今までのセットバックは新しく家を建てる人、こういう人たちはやっぱりセットバックしてくださいと、駐車場4m。そうゆうふうにして、もう無償で修繕とかブロックの設置とか全然なかったと思うんですけど、私も区長を10年ぐらいしてから、そういった過程のなかで、そういった補償は一銭もなかったわけですが、行政的にはそうしないと許可はおりませんよと、建築許可は下ろされませんよという条件で、無償でセットバックさせられていたわけですけど、こういう工事費などを出すわけですか。

○委員長（佐伯 修委員） まちづくり技術開発課長。

○まちづくり技術開発課長（大江田 洋） 私も昭和五十五、六年からこれに携わっておりますけども、以前はそういうふうにして補償費は出さない。それから土地も自分で登記して市の方に寄付で持ってきてなさいというような状態で、建築確認につきましては、これは許可ではなく確認でございますので、図面上で線を引いただけで建築確認が下ります。そういう状況のなかで、寄付しますと口頭で言っておいて何もしないまま家が建って、元の境界を俺の土地だからということで、そこにまた新しい塀ができるという状況が発生しましたので、56年か57年くらいから完全に補償費を出します。分筆も市の方でします。そして用地の提供は無償でくださいと。無償で提供された部分を何もしないで放置をしておきますと、そこが花壇になってしまいます。それで、すぐに側溝を入れたり舗装したりということで道路の形にしていくと。無償で提供していただいた土地ですから率先して、そういう手当をしないでいつまでも砂利のままで残っているというのは、非常に相手に対して失礼になりますので、そういう寄付行為をしていただいた後には、すぐに市としては何らかの処置をするということでやっております。

以上です。

○委員長（佐伯 修委員） 田川委員。

○委員（田川武茂委員） 環境は良くなりますよね。わかりました。

○委員長（佐伯 修委員） ここで暫時休憩いたします。11時10分から再開します。

休憩 午前10時58分

~~~~~○~~~~~

再開 午前11時10分

○委員長（佐伯 修委員） それではただいまより再開いたします。

次に、8款2項3目、通古賀地区都市再生整備事業について執行部の補足説明をお願いします。

まちづくり技術開発課長。

○まちづくり技術開発課長（大江田 洋） 通古賀地区都市再生整備事業におきまして、委託料739万円が不要になりましたけども、工事費の方が不足しております。15節の工事請負費739万円に振り替えるものでございます。

以上です。

○委員長（佐伯 修委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

中林委員。

○委員（中林宗樹委員） なんで組み替えになるんですか。

○委員長（佐伯 修委員） まちづくり技術開発課長。

○まちづくり技術開発課長（大江田 洋） 都市再生整備事業の総枠予算19年度まで1億円の補助を入れて決まっております。この中で当初設計委託料を見込んでおりましたけども、いろんな協議の結果、そこまで設計委託料が必要じゃないということになりました。工事費につきましては19年度までの工事の中で先行して739万円分を先にやるということで、不用になった分を工事請負費に振り替えるものでございます。

以上です。

○委員長（佐伯 修委員） 質疑はありませんか。なければ……。

田川委員。

○委員（田川武茂委員） 改良工事というのは、新たに出たわけですか、それとも既存の物を改良するわけですか。

○委員長（佐伯 修委員） まちづくり技術開発課長。

○まちづくり技術開発課長（大江田 洋） 改良工事ということになっておりますけれども、実質これにつきましては、通古賀地区都市再生整備事業の中で、市の方でやります大きな道路と、それから御笠川の河川堤防敷を遊歩道として整備する事業がございます。これについては河川堤防敷の現在の道路を遊歩道として歩行者の安全に楽しく歩ける道を作るということで、これに充当しております。

以上です。

○委員長（佐伯 修委員） 清水委員。

○委員（清水章一委員） 直接これに関係ないけど、課長が「とおりこが」と言ったですよね。

「とおりこが」という言い方と、「とおのこが」という言い方があるわけですが、きちんとした形の読み方を行政として読んでもらわないと困るわけですが、大体どちらが、「とおのこが」ですか。

（「とおのこが」と呼ぶ者あり）

「とおのこが」ですね。

○委員長（佐伯 修委員） という指摘があつております。よろしいですかね。

次に、道路等整備関係費について執行部の補足説明をお願いします。

建設課長。

○建設課長（西山源次） 県事業地元負担金でございますが、平成18年度県道路改良事業の事業費が確定いたしましたので今回補正するものでございます。

以上でございます。

○委員長（佐伯 修委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

中林委員。

○委員（中林宗樹委員） どこですかね。

○委員長（佐伯 修委員） 建設課長。

○建設課長（西山源次） 県道観世音寺二日市線、それと筑紫野太宰府線の2路線でございます。

○委員長（佐伯 修委員） 中林委員。

○委員（中林宗樹委員） もうちよつと詳しく、どこの辺。観世音寺と筑紫野古賀線は。

○委員長（佐伯 修委員） 建設課長。

○建設課長（西山源次） 筑紫野古賀線はありません。筑紫野太宰府線です。

○委員長（佐伯 修委員） 中林委員。

○委員（中林宗樹委員） 筑紫野太宰府線ですか。

○委員長（佐伯 修委員） 田川委員。

○委員（田川武茂委員） 県事業地元負担金ですけど、これは地元は何%ですか。

○委員長（佐伯 修委員） 建設課長。

○建設課長（西山源次） 事業費の15%でございます。

○委員長（佐伯 修委員） 次に、4目、交通安全施設整備費について執行部の補足説明をお願いします。

建設課長。

○建設課長（西山源次） これも舗装と同じようにガードレールとかカーブミラーが非常に悪くなっているところでございます。その分の緊急を要するものの補修工事を増額するものでござい

ます。

以上でございます。

○委員長（佐伯 修委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員長（佐伯 修委員） 田川委員。

○委員（田川武茂委員） カーブミラーとかを付けて危険性があるからここに付けてくださいと言つても、なかなか付けてくれないというクレームがあります。これは大体どういうふうになつてているんですかね。年間に何箇所とか、そういう規定があるんですか。それはどういうふうになっていますか。

○委員長（佐伯 修委員） まちづくり技術開発課長。

○まちづくり技術開発課長（大江田 洋） 今のご質問ですが、実際カーブミラー、ガードレールにつきましては、国からの特別交付金事業の中で設置しております。ほとんどのご要望の個所については全て設置していると思いますけども、カーブミラーについては道路と河川、水田等の高さが、おおむね1メートルの高さがあるところは必ず付けるという形になっておりますので、今言われています、カーブミラーの要望を出したのに付けてくれないというのは、何かそれだけの付ける要因がないのか、ちょっとはつきり具体的に場所を指摘していただければ、うちの方で調べて、ほとんど国からの交付金でまかなっていますので、今は付けております。それから地元の人で、農業水路の横のガードレールをつける場合、農業用水路の掃除がしにくくなるから付けないでくれというような場合もございますので、その辺の場所をはっきりと限定していただければ、正確な回答ができるかと思います。

以上です。

○委員長（佐伯 修委員） 田川委員。

○委員（田川武茂委員） 子供の通学路についてですね、このごろ話を聞いたんですが、横断歩道を作るときの規定とかあるんですかね。下に白線を引くとかね。それについてちょっと要望があつたら、あなたたちが調査して、あそこはやっぱり子供たちに危険性があるなど、危険度が高いなと思ったら、横断歩道の白線を引いてくれますかね。

○委員長（佐伯 修委員） まちづくり技術開発課長。

○まちづくり技術開発課長（大江田 洋） 横断歩道につきましては警察の公安委員会の方で線を引いております。これにつきましては、地元、小学校のPTA等からの要望が出てきますので、それをまとめて警察の公安委員会の方に届けております。ご指摘のように、横断歩道の要望をしてもなかなか線を引いてくれないというご指摘がございます。これにつきましては、横断歩道については両側に歩道があつて横断歩道を引くと。普通の一般道路で横断歩道の両側に人が避難する場所と言いますか、車にさらされない場所があれば引けますけども、道路も何もないところ、家がびっしりと建っているところに横断歩道を引きますと、そこに横断しようと子供達が集団で集まりますと、そこに車が突っ込んでくるとかいうことがあります

て、横断歩道の設置については公安委員会の方が、やはり横断歩道の近辺が安全であって初めて横断歩道をと。横断歩道というのは公安委員会の方ではっきりと決めてありますし、横断歩道を一箇所見てもらったらわかると思いますけど、横断歩道の刻印が打ってあります、白線の中に。横断歩道ということで、そこで交通事故があった場合、車には安全管理義務というものが発生しまして、そこを通るときには注意して走らないかんよということが告示されております。そういう規定の中で横断歩道を設置しておりますので、市の方では当然引けませんし、公安委員会でも場所についてはかなり調査して厳密なところで引いております。

それから外側線につきましても公安委員会、警察の方と協議いたしまして、ここには引いた方が良いということで指導を受けましたら、市の方で外側線については引いております。

それから道路の通学路とか、徐行とかいう、我々は通称落書きと言っていますが、それについては警察の方は書いていいよと。だから、ここは通学路だよとか、徐行しなさいとかいうのは書いていいです。止まれについては一旦停止になりますので書けません。これについても、一旦停止の線には刻印が打ってあります。そういうことを含めまして、我々は地元からの要望があった場所について、現地で調査し、警察に申請し、警察と一緒に現地の方を調べまして、ここにはこういうふうな対処をしましょうという形で、今現在やっている次第です。

以上です。

○委員長（佐伯 修委員） 田川委員。

○委員（田川武茂委員） 今全国で登校中とか下校中とか、飲酒運転とか居眠り運転とか、脇見運転とか、そして子どもたちは危険にさらされておるわけですよね。だからやっぱりそういうことを鑑みて、やっぱり少しでも危険性があれば、課長が言われるように、両脇に歩道がないとまらんとか、太宰府市内の中で両脇に歩道がある道路というのはそうざらにないですよ。そのないところがやっぱり危険度が高いわけですよ。そこら辺を慎重に、そういう要望があれば積極的に推進してもらって取り組んでいただきたい。そういう要望をしておきます。

○委員長（佐伯 修委員） そういう要望です。

次に、8款3項1目、河川改修関係費について執行部の補足説明をお願いします。

建設課長。

○建設課長（西山源次） 県の河川協会負担金及び県の砂防協会負担金でございますが、これも18年度事業の確定によるものでございます。負担金の割合は人口割プラスの事業費割で1,000分の1.8でございます。

以上でございます。

○委員長（佐伯 修委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐伯 修委員） 次に、40、41ページをお開きください。

8款4項6目、公営企業関係費について執行部の補足説明をお願いします。

まちづくり企画課長。

○まちづくり企画課長（神原 稔） 公営企業関係費ですが、最初の下水道事業会計負担金については、平成17年度下水道事業会計決算により数値が確定したことに伴い減額するものです。その後につきましては、その下の下水道事業会計補助金につきましては、繰り出し基準の改正に伴い調整を行うとともに、平成18年度資本費平準化債元利償還金の補助について、借入利率の確定により増額するものです。トータルで653万円の補正となります。

以上です。

○委員長（佐伯 修委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐伯 修委員） 次に、7目、土地開発関係費について執行部の補足説明をお願いします。

用地課長。

○建設課長（陶山 清） 13節の委託料、測量及び分筆登記書類作成委託料につきましては、建築確認申請の場合のセットバックの測量分でございます。12件不足しておりますので204万円計上させていただいております。19節の負担金、補助金及び交付金、これにつきましては、ゆとりある住まいづくり協会に加入するための負担金2万円を計上しております。この負担金につきましては、狭い道路、いわゆる4m未満の道路において、住宅の建て替え等における際に拡幅、それから緊急車両等が通行できるように、安全で災害等に強い住まいの向上に寄与するものでございます。これに加入いたしまして、平成19年度から分筆登記のための測量費、それからセットバック分の門とか塀の移転補償費、それから隅切り等の用地買収の費用が補助金として45%出る予定になっておりますので、今回2万円の協会に加入したということでございます。以上でございます。

○委員長（佐伯 修委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

清水委員。

○委員（清水章一委員） 2万円の負担金で45%の補助が出るというふうに私は理解したんですけど。

○委員長（佐伯 修委員） 用地課長。

○用地課長（陶山 清） 県の新しい事業ができましたので、この協会に加入してくださいと、そうすれば補助が受けやすいということでございましたので、そういう協会に入って、そういう事業を適正にやってくれということでございます。

○委員長（佐伯 修委員） 清水委員。

○委員（清水章一委員） 要するにこのゆとりある住まいづくりの協会というのは県の外郭団体か何か知らないけど、ここでそれぞれの自治体が、今言ったような分筆とか登記だとセッタバ

ックだとか、そういう移転補償だとか、極端に言えば移転補償だって大変な金額になりますよね。それで45%の補助金という話で2万円の負担金というよりも、これは関係ないけど、要するにそういうものが新しくできましたよと、ただ負担金として2万円払ってますよという理解でよろしいですか。

○委員長（佐伯 修委員） 用地課長。

○建設課長（西山源次） そのとおりでございます。

○委員長（佐伯 修委員） 以上で歳出を終わります。

次に歳入に入ります。

それでは、まず12、13ページの13款1項6目、土木使用料について執行部から補足説明をお願いします。

建設課長。

○建設課長（西山源次） 1節の公園使用料は公園占用料と公園使用料がございます。これは太宰府市公園条例に基づき占用料及び使用料を取っているものでございます。占用料の増額の主な理由につきましては、落合公園の用地に工事用資材置き場として使用させたものでございます。使用料については梅林アスレチックスポーツ公園の使用料につきまして今回減免が改正されましたので、その分が増ってきたということでございます。

○委員長（佐伯 修委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐伯 修委員） 次に、13款2項4目、土木手数料について執行部から補足説明をお願いします。

建設課長。

○建設課長（西山源次） 屋外広告物許可申請手数料でございますが、これも手数料条例によります収入増でございます。これは許可の際、手数料を納付させてているもので、一件当たり3ヶ年、申請者が判断いたしまして料金を決めているものでございまして、条例で手数料は決まっているものでございます。これが見込みより多かったというようなことで65万円の補正ということでございます。

以上でございます。

○委員長（佐伯 修委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

中林委員。

○委員（中林宗樹委員） 土木手数料で屋外広告物手数料というのはどういうものがありますか、具体的には。

○委員長（佐伯 修委員） 建設課長。

○建設課長（西山源次） 商売をしてありますて、例えば看板を設置してありますね。あの看板に

対する手数料が決まっているところでございます。一枚あたりいくらと、平方メートル当たりいくらと、手数料条例を見てもらったらわかると思いますが。

○委員長（佐伯 修委員） 中林委員。

○委員（中林宗樹委員） それは土木手数料で取るわけですか。

○委員長（佐伯 修委員） 建設課長。

○建設課長（西山源次） はい。うちの条例に、太宰府市屋外広告物許可申請手数料条例というのがございます。その中ではり紙だったら一枚いくらですよとか、それから公告板、広告塔とかいろんなものございます。その平方メートル当たりいくらということで手数料が決まっているところでございます。それで納付してもらっているということでございます。

○委員長（佐伯 修委員） 中林委員。

○委員（中林宗樹委員） はいわかりました。

○委員長（佐伯 修委員） 田川委員。

○委員（田川武茂委員） 65万円は入らんよりも入った方がいいですよね、財政的に。でも、これは環境条例に反するんじゃないですか。それはないですか。看板が見苦しいと、だから、そういう環境条例で撤去しなさいという人もいらっしゃるわけですから、そういうのに反するんじゃないですか。

○委員長（佐伯 修委員） 建設課長。

○建設課長（西山源次） 県の屋外広告物条例というものがございまして、その中で許可を受けてあります。その対象になっておりますので、その分の手数料をうちがもらっているということでございます。

○委員長（佐伯 修委員） よろしいですかね。

次に16、17ページの16款2項1目、不動産売払収入について執行部から補足説明をお願いします。

建設課長。

○建設課長（西山源次） 市有地の売払代金の121万5,000円でございますが、これは2件ございまして、用悪水路の1件払い下げ、それから道路用地の残地を売却したので平米数が51.62m²で払い下げたものでございます。

以上でございます。

○委員長（佐伯 修委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐伯 修委員） なければ、次に18、19ページの、20款5項1目、雑入について執行部から補足説明をお願いします。

建設課長。

○建設課長（西山源次） 土木費、雑入で2件ございまして、一件が自動販売機売上手数料30万円

でございます。これは梅林アスレチックスポーツ公園を建設課で管理するようになりましたので、その中に自販機が4台ございます。その分の売り上げ手数料を予算に上げておりませんでしたので、今回手数料を上げるものでございます。もう一件が、先ほど歳出の6款農林水産業費のところで説明いたしましたが、県事業による御笠川、原川の河川改修に伴いますポンプ施設の維持管理補償金が県からまいりますので、その分の歳入でございます。これが1,066万5,000円でございます。

以上でございます。

○委員長（佐伯 修委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐伯 修委員） なければ、以上で歳入を終わります。

それでは、歳入、歳出、その他全般について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐伯 修委員） 以上で、全て説明、質疑は終わりました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐伯 修委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第122号、平成18年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）についての当委員会所管分について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（佐伯 修委員） 全員挙手です。

したがって、議案第122号の当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成6名、反対0名 午前1時32分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 議案第125号 太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について

○委員長（佐伯 修委員） 日程第5、議案第125号、平成18年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから、執行部の補足説明をお願いしますが、大幅な減額や増額補正など、特に説明が必要と思われる項目以外は簡潔にご説明願います。

それでは、執行部からの補足説明をお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（宮原勝美） 補正予算書第1号でございます。1ページでございますけども、1ページにつきましては、補正総額等につきましては12月1日の市長の提案理由の説明中で説明

いたしておりますので省略させていただきます。

3ページ、事項別明細書でございます。まず収益的収入及び支出の特別収益、固定資産売却益の長浦台ポンプ場跡地売却益387万7,000円を計上しております。これにつきましては、長浦台四丁目244番615、青葉台共同利用施設に隣接しているところでございます。142.92m<sup>2</sup>、約42坪くらいのポンプ場跡地がございます。これが、大佐野浄水場の給水開始になるまで一時使用しておりましたけど、大佐野給水開始後、不要となっていました。この土地につきまして不動産鑑定を取り、隣接しています3者に競争入札を行いました、645万円で売却いたしました。645万円で売却しました額の、4ページを開きください。資本的収入の土地売却代金257万2,000円、これが帳簿価格でございます。取得価格、帳簿価格を予算第4条の資本的収入の方で257万2,000円を今回計上しております。645万円引く257万2,000円、残りの387万7,000円、こちらが売却益になりますので、3ページの資本的収入の方の固定資産売却益で計上するものでございます。

続きまして、3ページの大佐野浄水場の原水及び浄水費の動力費、電気料33万9,000円の増につきましては、上半期の執行状況から不足額が見込まれますので、今回補正増せていただくものでございます。

続きまして、4ページの資本的収入及び支出の支出の欄の固定資産購入費、量水器の購入費50万円でございますが、当初59万8,000円で計上しておりましたが、これも4月から10月までの執行状況から不足額が見込まれますので、今回50万円追加させていただくものでございます。

それ以外につきましては職員の給与費でございます。これにつきましては、一般会計の方で総文教委員会の中で説明しておられますけど、同じ説明をさせていただきます。

今回の職員の給与費につきましては、給与及び職員手当等については、平成18年度の予算編成時に当該現年度のそれぞれの部署の職員の普通昇給の概念を見込んで計上しておりましたけども、18年4月1日及び7月1日付の人事異動及び水道事業、下水道事業間の異動等があっておりまので、その額の調整を行いましたので補正をするものでございます。また共済費につきましても、職員の人事異動等に伴う給与額の変動及び共済負担金率の増加に伴い調整を行いましたので、補正するものでございます。

以上でございます。

○委員長（佐伯 修委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐伯 修委員） なければ質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐伯 修委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第125号、平成18年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）についてを原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（佐伯 修委員） 全員挙手です。

したがって、議案第125号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成6名、反対0名 午前11時38分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第126号 平成18年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について

○委員長（佐伯 修委員） 日程第6、議案第126号、平成18年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

それでは、執行部からの補足説明をお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（宮原勝美） 下水道事業会計補正予算（第2号）についてでございますが、全体支出の中で職員給与費につきましては先ほど水道事業会計の中で説明申し上げました理由と同じでございますので、省略させていただきます。

4ページを開きください。一般会計の方でも、先ほどまちづくり企画課長の方で説明いたしましたけど、今回の一般会計から下水道事業会計への負担金、補助金の変更につきましては、平成17年度下水道事業会計決算により数値が確定したことに伴う減額、国の一般会計繰り出し基準の改正に伴う調整及び平成18年度の資本金平準化債借入利率が確定したことによる追加が主なものでございます。

まず他会計負担金の雨水処理負担金でございますが、これにつきましては当初は8,073万9,000円を17年度の決算確定に伴い7,370万4,000円に703万5,000円減額するものでございます。営業外収益の他会計補助金、一般会計補助金でございますが、高資本費対策経費補助金につきましては、国の一般会計が負担しなければならない繰り出し基準というのが18年度改正されました。この繰り出し基準の改正に伴い、当初予算では7,248万2,000円を計上しておりましたが、今回1億6,820万7,000円と大幅増となりました。9,572万5,000円を増額するものでございます。

汚水処理補助金については後で説明させていただきます。次の高度処理補助金つきましては、県下水道課からの通知により、今回24万円減額するものでございます。流域下水道建設費補助金につきましては、これにつきましても17年度の決算確定により減額するものでございます。3条予算の4ページで4万2,000円の減額。

6ページを開きください。6ページの流域下水道建設費補助金の予算第4条の補助金につきまして1万4,000円減額するものでございます。

もう一度4ページにお戻りいただきます。続きまして資本費平準化債補助金につきましては、先ほど申し上げました18年度の借入利率が確定いたしましたので、4ページにおきまして78万1,000円増額。6ページの資本費平準化債補助金の元金の方の分ですけど、これつきまして574万9,000円増額するものでございます。

次に4ページの分流式下水道経費補助金、これつきまして先ほど申し上げました18年度から国の一般会計が繰り出しすべき繰り出し基準の改正により、今回公費負担措置を新たに創設されたものでございます。18年度から新設されたものでございます。これにつきましては、当初予算には計上いたしておりませんでした。今回予算第3条の収益的収入の方に2億503万円を計上し、予算第4条、6ページの方に2億323万4千円を計上いたします。これにつきましては、分流式下水道といいますのが、太宰府市の下水道が全て分流式でございます。雨水と一緒にに入る下水道が合流式でございますけど、太宰市は雨水と汚水を完全に分離しておりますので分流式下水道でございます。この分流式下水道の公共的役割に鑑みまして、汚水の資本費、要するに下水道を整備するための企業債、借金をします元利償還金に対する一般会計の負担措置が新たに創設されたものでございます。これに伴いまして、今3条予算で、4ページで、2億503万円の追加を今回計上いたしますのは、償還利息の40%を一般会計の方で負担しなさいというものでございます。6ページの方の予算計上につきましては、償還元金の40%を負担しなさいというものでございます。ただし、太宰市の場合につきましては、一般会計の方と協議を行い、一般会計の財政事情等もございますので、まるまる負担基準額総額は計上いたしておりません。全体で7億5,000万円の範囲内で一般会計から繰り出しをするという協議が、今の現在までは整っておりますので、その枠の中で調整をしているものでございます。最後に4ページの汚水処理補助金4億9,665万8,000円、これにつきましてはまるまる全額、今回落とすものでございます。これは繰り出し基準外の純然たる高料金対策のための下水道経営上の補助金でございましたけども、繰り出し基準が変わりましたので、この繰り出し基準外の汚水処理補助金につきましては、全額を落とすというものでございます。

以上でございます。

○委員長（佐伯 修委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐伯 修委員） なければ、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐伯 修委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第126号、平成18年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）についてを原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○委員長（佐伯 修委員） 全員挙手です。

したがって、議案第126号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成6名、反対0名 午前1時46分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第7及び日程第8を一括審議

○委員長（佐伯 修委員） お諮りします。

日程第7、議案第100号、市道路線の廃止について及び日程第8、議案第101号、市道路線の認定についてを一括議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐伯 修委員） 異議なしと認め、日程第7及び日程第8を一括議題とします。

それでは、執行部の補足説明をお願いします。

建設課長。

○建設課長（西山源次） 最初に議案第100号、市道路線の廃止についてご説明申しあげます。議案書6ページでございます。今回廃止を提案しております、整理番号1番の水城ヶ丘5号線、それから整理番号5番の貝出3号線、整理番号6番の陣ノ尾・田中線につきましては道路改良により起点、終点が変更になるため、それから整理番号2番の桜町・芝原線、それから整理番号3番の桜町1号線につきましても、御垣野・熊野線の道路改築事業の供用開始によりまして、起点、終点が変更になるため路線を廃止するものでございます。なお、この五つの路線につきましては、次の議案第101号で再認定を提案しているところでございます。

続きまして整理番号4番のヒナ川1号線につきましてはJR九州より、石橋2号踏切があるわけでございますが、警報機、遮断機もないことから踏切事故が発生いたしまして、今後もこのままにしておきますと、今後も事故が発生するということから廃止したいと申し出がありました。現況は、道路が約2.6mの農道でございまして、先ほど言いましたように、遮断機、警報機もありません。踏切の幅が1.8m、道路幅が2.6mですが、踏切の幅が1.8m、延長が14mでございます。そのJRからの申し出がありましたから、地元でございます大佐野区の区長さん、関係者と協議いたしました結果、関係者、地権者ですね、土地をもつてある関係者4人に鍵を渡して、関係者しか通行できないようフェンスで遮断するものでございます。これに伴いまして、一般の踏切の通行を禁止するため路線を廃止するものでございます。今6本でございますが、それぞれ道路法第10条第1項の規定に基づきまして路線を廃止するものでございます。

それから、次に議案第101号、市道路線の認定についてご説明申しあげます。

議案書18ページでございます。18ページの認定路線、佐野土地区画整理事業18号線のほか13路線につきましては、土地区画整理法第106条第2項に基づき、管理を引き継いだ路線であります。次に議案書の21ページの認定路線、桜町・般若寺線、新桜町1号線につきましては、

先ほど言いましたように、御垣野・熊野線の改築事業によりまして、起点、終点が変更になるため再認定をする分でございます。次に議案書24ページをご覧ください。この認定路線、田中6号線のほか9路線につきましては、開発等により付属を受けた路線及び道路改良により、路線の起点、終点が変更になるため再認定をするものでございます。それぞれ道路法第8条の第1項の規定によりまして、認定を行うものでございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（佐伯 修委員） 説明は終わりました。

お詫びします。

議案第100号及び議案第101号については、質疑の前に委員会を休憩し、委員全員で先に現地調査を行うため、太宰府市会議規則第98条に基づき、議長に対して委員派遣承認を要求したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐伯 修委員） 異議なしと認め、委員全員で現地調査を行います。

なお、委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思います。

現地調査へは、ワゴン車で午後1時出発の予定とします。再開については、現地調査終了後連絡いたします。

それでは、ここで、暫時休憩します。

休憩 午前1時53分

~~~~~ ○ ~~~~~

（現地調査）

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時18分

○委員長（佐伯 修委員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

まず、議案第100号、市道路線の廃止について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐伯 修委員） これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐伯 修委員） これで、討論を終わります。

採決を行います。

議案第100号、市道路線の廃止についてを可決することに、賛成の方は举手願います。

（全員举手）

○委員長（佐伯 修委員） 全員举手です。

したがって、議案第100号は可決すべきものと決定しました。

（可決 賛成 6名、反対 0名 午後 3時 19分）

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（佐伯 修委員） 次に、議案第101号、市道路線の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐伯 修委員） これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐伯 修委員） これで、討論を終わります。

採決を行います。

議案第101号、市道路線の認定についてを可決することに、賛成の方は举手願います。

（全員举手）

○委員長（佐伯 修委員） 全員举手です。

したがって、議案第101号は可決すべきものと決定しました。

（可決 賛成 6名、反対 0名 午後 3時 19分）

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（佐伯 修委員） 以上で、当委員会に審査付託されました案件の審査は全て終了しました。

ここで、お諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告、それから次回委員会開催までの間、委員会所管調査や行政視察を実施する場合、委員の派遣承認要求書の提出につきまして、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐伯 修委員） 異議なしと認め、委員会の審査内容と結果の報告、及び委員の派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任とすることに決定しました。

これをもちまして、建設経済常任委員会を閉会します。

閉会 午後 3時 20分

~~~~~ ○ ~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり建設経済常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するため、ここに署名します。

平成19年2月27日

建設経済常任委員会 委員長 佐伯修